

1 令和5年5月8日以降の開催方法について

開催方法については、対面又はオンラインでの開催を基本とし、書面開催、延期、中止等の方法で行うことは原則認められません。

なお、従前より、運営推進会議が、感染症や自然災害等により予定日に実施できず、代替の開催日も確保できない等の場合は、市の判断により、開催に相当すると認めることも可としております。

2 地域密着型サービスに係る運営推進会議等の取扱いについて

令和2年2月28日付厚生労働省老健局事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第3報）」により、運営推進会議の開催について、新型コロナウイルス感染症拡大時の対応が示されていたところです。

令和5年5月1日付厚生労働省老健局事務連絡「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う人員基準等に関する臨時的な取扱いについて」により、上記取扱いを終了することとなりましたので、令和5年5月8日以降の運営推進会議については、当通知を御参照の上、御対応くださいますようお願いいたします。

3 開催状況に応じて、運営指導を行います

事業所の状況確認のため、運営指導を行わせていただく場合があります。

当市の運営指導は、原則3年に1度(※)の間隔で行ってありますが、運営推進会議の開催が確認できていない事業所や年度を通して全て書面開催で行っている事業所には、臨時で運営指導を行う可能性がありますので、御承知おきください。

(※)過去の指導内容によって、間隔が短くなる場合があります。